ぶたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所:旭川市神楽2条7丁目4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所:札幌市北区北7条西6丁目 2-34キタノビッル7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2009年 6 月号 (Vol. 82)

「役員」とみなされるってどういうこと??

従業員に支払う給与や賞与は会社の費用となりますが、役員へ支払う給与に関しては株主総会や取締役会で決定した金額を、その後一年間毎月同じ金額を同じ時期に支給しないと税務上は会社の費用になりません。また、役員へ支払う賞与は税務上原則として会社の費用になりません。そこで、役員にあたらないよう取締役として登記せず、従業員ということにして賞与を支払ったりすることもあると思いますが、経営上の重要事項(※)の意思決定に参加しているなど実態が役員と変わらない場合には、会社法上は従業員であるにもかかわらず、税務上は役員とされるケースがあります。税法では一般に考えられているよりも役員の範囲が広いからです。同族会社の場合、従業員であっても経営者と親族関係にあったり、会社の経営に関与している場合には、役員とみなされることがあります。特に社長の奥様や息子さんが該当するケースがよくあります。従業員と同様、役員へ賞与の支払いをしたいときは、あらかじめ税務署へ一定の届出書を提出するか、毎月の報酬に盛り込んで定期定額で支払うようにしましょう。

(※)【経営上の重要事項の例】

- ・ 売上価額や仕入価額の決定 ・重要な取引先の選定や変更 ・重要な契約に関する決定
- ・ 資金調達や返済 ・使用人の採用及び退職の決定 ・新事業の展開、事業の撤退 など・・

一方、あまり経営に従事しない身内を役員におく場合、報酬が過大であるとして過大部分が会社の経費にならない場合があります。これは職務に従事していない親族などを役員にして会社の税金を免れることが可能であることから、「過大な役員報酬は認めない」ことになっているからです。具体的な職務内容を立証する手段として、経営への参画を示す取締役会議事録などを保存しておくことをおすすめします。税務調査では会社の業務に従事していないご家族のガソリン代や自宅の光熱費を会社で支払っていないかなどについても見られますから、こうした点にも注意しましょう。

お知らせ~

6月4日(木)午後6時からクリスタルホールで行なわれるセミナー(北海道社会労働保険協会様主催)の第1部を当事務所代表社員の西俊輔が講師を努めます。席に若干の余裕がございますので、出席ご希望の方は至急当事務所までご連絡いただくか、この用紙にてFAXをお願いします。

日 時 : 6月4日(木) 18:00~20:00 (開場 17:45)

場 所 : 大雪クリスタルホール

テーマ:第一部 金融機関がお金を貸したくなる決算書とは? 講師 公認会計士税理士 西俊輔

第二部 得する「助成金活用術」2009~活用事例 10 連発~ 講師 社会保険労務士 宮脇佑介

参加費:無料

・・・・・・・・・・・参加申込 (FAX 69-2801)・・・・・・・・・・・・・・・		・・・・・・・参加申込	(FAX 69-2801) •		•
--	--	-------------	-----------------	--	---